



2 教高第 1363 号
令和 3 年 1 月 8 日

県立学校長様

愛媛県教育委員会教育長
(公印省略)

県立学校教職員における新型コロナウイルス
感染症対策の一層の徹底について (通知)

県立学校教職員における新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 2 月 27 日付け元教保第 604-2 号により通知し、感染状況等を踏まえながら適宜見直しを行っているところですが、昨年末以降、県内でも感染者の増加傾向が続いており、特定都道府県（1 都 3 県）を対象とした緊急事態宣言が発出されたことから、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を徹底するよう、改めて所属教職員へ周知をお願いします。

記

1 県外出張

感染拡大地域（特定都道府県）への出張については、緊急でやむを得ない場合を除き、原則として見合わせる。また、それ以外の地域についても、感染の発生状況等を踏まえて出張の必要性を精査すること。

やむを得ず感染拡大地域に出張した場合には、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗など感染の危険性が高い場所は可能な限り避けるなど、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うとともに、繁華街への外出など、用務以外の不要不急の行動は絶対に行わないこと。特に、会食の場が感染の契機として強く指摘されていることから、昼・夜を問わず、「4 会食等の留意事項」を遵守すること。

なお、感染拡大地域からの帰県後 2 週間は、自宅待機は要しないものの、業務に当たり、特に、不特定多数との接触を控える、密閉した場所での会議等に参加しない、至近距離での会話をしないなど、万が一に備え、感染拡大に注意するとともに、学校長は、旅行中の行動から感染リスクが高いと判断した場合には、テレワークによる在宅勤務等を指示すること。

2 私事旅行

感染拡大地域への私事旅行については、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情（子の受験、葬儀、必要な医療など）により、これらの地域を旅行する場合には、必ず事前に学校長へ報告するとともに、県外出張と同様、旅行中及び帰県後2週間は感染回避行動を徹底すること。

3 職場における感染防止対策

「新型コロナウイルスの職場内における感染防止対策の徹底について」（令和3年1月8日付け2教総（厚）第312号）及び「冬季休業中における学校管理の強化及び生徒指導の充実等について」（令和2年12月15日付け2教高第1217号）により通知した感染防止対策を徹底するとともに、体調不良の教職員には出勤は控え、自宅で静養させること。

4 会食等の留意事項

会食等については、普段から接触のある身近な範囲内で行うこととし、会食の場では次の点に十分注意をすること。

- 大人数（5人以上）、長時間の会食は行わない。
- 体調不良の者は、会食に参加しない、させない。
- 感染拡大地域での滞在など、2週間以内に感染リスクの高い行動をとっている者は、会食を避ける。
- 行動歴等の確認をしたうえで職場での会食を行う場合、業務継続の観点から、管理職全員が同時に出席することは避ける。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局

（高等学校・中等教育学校に関すること）

高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安

TEL 089-912-2953

（特別支援学校に関すること）

特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳

TEL 089-912-2967

（保健管理・運動部活動に関すること）

保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之

TEL 089-912-2981